

神戸ひがしなだスイーツめぐりに係るデジタルスタンプラリー企画運用および 広報物等制作業務 委託仕様書

1. 業務名称

神戸ひがしなだスイーツめぐりに係るデジタルスタンプラリー企画運用および広報物等制作業務

2. 神戸ひがしなだスイーツめぐり概要

(1) 目的

東灘区には伝統的な和菓子の文化に加え、明治時代から発展した洋菓子の歴史及び文化が根付き、まちの大きな魅力の一つとなっている。「スイーツ」をキーワードとした地域への誇りと愛着の醸成を図るとともに、「ひがしなだスイーツ」を広く発信することを目的としている。

(2) 期間

令和6年10月12日（土）～11月24日（日）

(3) 内容

- ・東灘区内のスイーツ店を、デジタルスタンプラリー形式でめぐり、スタンプの数に応じて賞品が当たるキャンペーンに応募できる
- ・期間中、スイーツ店では「オリジナルスイーツ」を購入できる
- ・イベントパンフレットもしくはモバイル端末のスタンプラリー画面の提示で、スイーツ店で特典を受けられる
- ・スイーツ作り体験教室を実施する（業務対象外）

3. 業務内容

本業務は「神戸ひがしなだスイーツめぐり」にかかるイベント期間中のデジタルスタンプラリーの企画・運用・管理及び広報物等（パンフレット、各種ポスター等）の制作等を行うものである。

(1) 広報物等（パンフレット、各種ポスター等）の制作

①基本方針

広報物のデザインにあたっては、初年度より一貫して赤系色を使用し、「神戸ひがしなだスイーツめぐり」のブランド化および定着化を図っていることから、今年度の制作物についても同系の色を使用する。特にイベント参加者層の約8割を占める20～50歳代の女性に訴求力が高いデザインとすること。

②パンフレット・ポスター制作業務

ア. 原稿及びデザインレイアウトの制作業務

- ・ 構成の提案、原稿作成、デザインレイアウト編集等を行うこと。また、令和6年7月31日(水)までに初稿を提出すること。
- ・ イラストやイラストマップ等を作成し、見やすく効果的に発信できるよう努めること。
- ・ 掲載スポットや被写体、レイアウト等を工夫し、読者目線に立った紙面とすること。

イ. 参加店舗の取材、写真撮影、画像収集業務

- ・ 参加店舗について、パンフレットに掲載するための取材・写真撮影・画像収集業務を行うこと。
- ・ 「オリジナルスイーツ」と「イベント特典」はパンフレット掲載必須項目とする。これらの取材は7月以降に行うこと。
- ・ 原則、「オリジナルスイーツ」の写真に掲載すること。
- ・ スイーツ店に関する写真については、全て必ず各スイーツ店と協議を行い本市に承諾を得たうえで、撮影を行うこと。

ウ. 掲載する周辺スポットの選定・取材・写真撮影・画像収集業務

- ・ 参加店舗の所在地に応じて区内を4～6程度のエリアに分け、各エリアに1以上の周辺スポットを選定すること。
- ・ パンフレットの掲載に必要な交渉および取材・写真撮影・画像収集業務を行うこと。なお、本市が写真を保有する場合は、受託者に写真を提供し使用できるものとする。
- ・ 周辺スポットの選定にあたっては、事前に本市と協議し交渉を行い決定すること。

エ. 掲載する参加店舗・周辺スポットへの原稿確認・撮影画像の使用許諾確認

オ. 校正・校閲業務

カ. 版下データの制作業務

- ・ 上記ア. により作成・編集した原稿をもとに、校正作業を3回以上行い、版下を作成すること。
- ・ 版下データは、再編集可能なデータ、アウトライン化済みのデータの2種類を提出すること。なお、データはWindows版Adobe Illustrator 最新版および同Acrobat およびReader で閲覧加工が可能なものとする。

キ. 印刷・製本

- ・ 上記カ. により作成した版下データをもとに印刷・製本を行い、成果物を本市に納品すること。詳細は以下のとおりとする。

<パンフレット仕様詳細>

ア. サイズ：A5 版冊子

イ. ページ数：20 ページ

※約 45 店舗を想定。構成上やむを得なく増減する際の費用について、1 ページ追加あたりの費用を明記すること。

ウ. 色数：4/4

エ. 紙質：マットコート紙 90k g 以上

オ. 製本：中綴じ

カ. 部数：4 万部

キ. 構成イメージは以下の内容とすること。

- ・タイトルに本市より提供する「神戸ひがしなだスイーツめぐり」のロゴを使用すること
 - ・テーマカラーを赤系色とすること
 - ・メインターゲットである 20～50 歳代の女性に訴求力が高いデザインとすること
 - ・参加店舗紹介をメイン情報とし、全店舗同程度の情報量とすること
- 店舗情報として、下記情報は必ず入れること
- ・「店舗名」、「オリジナルスイーツ名」
 - ・「参加特典」、「オリジナルスイーツ紹介文」
 - ・「住所」、「電話番号」、「営業時間」、「定休日」
 - ・「イートイン」、「テイクアウト」の表記
 - ・HP 誘導 QR コード
- ・参加店舗の所在地がわかる地図を入れること
- ※縮尺を入れ、周辺建物や道を可能な限り詳細に記載すること。実際の位置と可能な限り一致させること。
- ・参加店舗の所在地に応じて区内を 4～6 程度のエリアに分け、各エリアに 1 以上の周辺スポット情報を入れること
 - ・デジタルスタンプラリーの利用方法および賞品の情報を入れること
 - ・協賛企業の紹介ページを設けること

<ポスター仕様詳細>

ア. イベント告知用ポスター

・色数：4/0

・紙質：マットコート紙 135 kg

・サイズ・部数：B1 サイズ 10 部、B2 サイズ 150 部、A1 サイズ 20 部、A3 サイズ 100 部

イ. みなと神戸ギャラリー用ポスター

- ・サイズ・部数：高さ 200 cm×幅 170 cm 1部
- ・色数、紙質は上記ア. と同様とすること
- ・デザインは、イベント告知用ポスターと同じにすること

※ア. イ. のポスターの構成イメージは以下の内容とすること。

- ・パンフレットと統一感のあるデザインとすること
- ・パンフレット同様、赤系色を使用したデザインとすること
- ・遠くからでも目に入るようなデザインにすること
- ・参加を促すようなデザインにすること

③Instagram 広告バナー制作業務

- ・「神戸ひがしなだスイーツめぐり」用 Instagram バナーを制作すること。
- また、サイズ・様式等については、本市と協議のうえ作成すること。

(2) デジタルスタンプラリーの企画運用・管理業務

イベント参加スイーツ店への来店促進を図るため、参加者が所有するモバイル端末を用いたデジタルスタンプラリーの企画・運用・管理を行うこと。

①デジタルスタンプラリーの実施業務

デジタルスタンプラリーの実施にあたり、下記の内容を実施すること。

- ・デジタルスタンプラリーは、二次元コードを用いた形式の採用を原則とし、本市と協議のうえ決定すること。それ以外の形式（GPS 等）を採用する場合は、汎用性・実績・動作性・電池消耗等について評価を行い、本市と協議を行うこと。
- ・デジタルスタンプラリーでドメインを使用する場合は、本業務の契約履行期間の満了後も本市が使用したドメインを他社が取得し、利用されることのないよう、契約履行期間の満了後、1 年間はドメインの権利を維持し、ドメインを廃止する際は本市に事前に通告すること。なお、ドメインの権利維持にかかる契約が別途必要な場合は、契約履行期間の満了までに本市と協議すること。
- ・うまくスタンプが獲得できなかった場合の方策（問い合わせ時に対応できるよう、二次元コードに加え識別番号を記載する等）および問合せ対応方法（電話、メール等）について提案、実施すること。
- ・スタンプの獲得方法は、二次元コード等を活用し、参加者が分かりやすく、便利な方法とすること。
- ・スタンプ獲得の条件として、各店舗での商品購入により、各店舗 1 か所につき 1 個獲得できるものとする。また、不正なスタンプ獲得を防止する仕組みを提案、実施すること。
- ・スタンプラリー参加登録時に特典としてスタンプ 1 個を付与し、スタンプ 5 個

- につきボーナススタンプ1個を付与すること。(詳細は本市と協議の上決定する)
- ・スタンプを3個集めるごとに一口応募可能とし、一人何口でも応募可能とする。ただし、応募の度に個人情報を何度も入力する必要がないようUIを工夫すること。(詳細は本市と協議の上決定する)
- ・スタンプの獲得数などに応じて賞品の抽選に応募できることとする。
- ・参加者が参加店舗やオリジナルスイーツについて、モバイル端末のスタンプラリー画面から、画像などで確認できるようなデザインを提案すること。
- ・スタンプ獲得時に店舗のイベント特典を表示するなど、イベント特典の情報が参加者に伝わりやすいようにデザインすること。
- ・スタンプラリーに必要な資材(QRコード台紙、パンフレット及びポスター等)及び区で保管しているスイーツめぐり参加店舗用資材(吸着型フラッグ)を、10月12日(土)のイベント開始前に各店舗へ配布すること。また、11月24日(日)のイベント終了後各店舗より回収すること。(資材配布・回収にかかる費用(交通費、駐車場料金等)は、本業務委託に含む。)

②応募・抽選・賞品回収及び発送業務

スタンプラリーの特典である賞品について、参加者からの応募受付及び抽選、各店舗からの賞品の回収及び発送を行うこと。

- ・応募は、モバイル端末のスタンプラリー画面上で行えるものとする。
- ・個人情報は、賞品の抽選に応募する時点で収集することとし、賞品当選時の連絡と発送のみに利用すること。個人情報の収集・管理にあたっては個人情報保護法及び神戸市情報セキュリティポリシーに基づき対応すること。

<神戸市情報セキュリティポリシー>

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ・イベント終了後の11月25日(月)から12月6日(金)までに各店舗から賞品を回収し、12月13日(金)までに当選者に発送すること(当選者数:120先程度)。賞品内容については、前年度のもの(別紙)を参照すること。(賞品回収、発送に係る費用(回収の際の交通費、駐車場料金、梱包費、抽選・発送費等)は、本業務委託に含む。)

※なお、協賛企業からの賞品の回収については、区で行うこととする。

区による賞品の回収後、来庁のうえ賞品を回収し、上記期間内に各店舗からの賞品と合わせて当選者へ発送すること。

- ・発送の際、賞品の未着等の問題があった場合は、12月20日(金)までに本市へ連絡し対応について協議すること。
- ・賞品応募の際には、賞品の発送に必要な情報(氏名、住所、メールアドレス、電話番号)に加え、参加者用アンケートを作成・設置し情報収集すること。参加者

用アンケートの内容は、本市と協議の上決定すること。

- ・賞品の当選者の選定方法については、厳正なる抽選によるものとする。

③参加店舗用アンケート作成及び回収業務

- ・イベント参加スイーツ店舗に、イベントへの感想・意見等を募るアンケートを作成し情報収集を行うこと。アンケートの内容は、本市と協議の上決定すること。

(3) PR 業務

- ・以下について、提案者独自の配布・掲出方法を提案し、実施すること。

- ①パンフレット 6,000 部以上
- ②ポスターB2 サイズ 20 部以上
- ③ポスターその他サイズ 可能な部数

- ・多くの方々に参加を促すための、提案者独自の PR 方法を提案し、実施すること。

例) SNS 広告、アプリ広報など

(4) 盛り上げ企画の提案

- ・スイーツめぐりの参加者増加や地域振興を図る企画を予算税込 50 万円以内（本予算内に含む）で提案・実施すること。

(例) 令和 3 年度…アニバーサリーマルシェ開催（スイーツめぐり参加店舗が出店）

令和 4 年度…金券プレゼント、オリジナルバッグプレゼント等

令和 5 年度…スイーツフェス開催（スイーツめぐり参加店舗が出店・ステージ企画あり）、スイーツラバーズ（スイーツめぐりの SNS 広報アンバサダーを使った PR 活動）、スイーツソング作成

(5) FAQ の作成業務

- ・市 HP 等に掲載する FAQ の素材作成を本市と協議のうえ、作成すること。

4. 納期

(1) ポスター・パンフレット（東灘区役所地域協働課宛）

令和 6 年 9 月 13 日(金)

その他、上記以外の日・場所に納品を希望する配送先については別途提供。

(2) 実績報告書

当選者に対する当選結果通知後、実績報告書を作成し、令和 6 年 12 月 27 日(金)までに本市に提出する。実績報告書には次に掲げる事項を含めること。

- ①当選者（住所、名前、連絡先）と当選賞品のリスト
- ②デジタルスタンプラリーに関する統計データ一式

- ・ デジタルスタンプラリーの参加者データ（年代・性別・居住地等）
- ・ スタンプ獲得箇所ごとに獲得されたスタンプ数のデータ
- ・ アンケート内容をまとめたデータ
- ・ 参加者の属性に応じた、獲得スタンプ数のデータなど

- ③構築されたシステム機能全体を説明する資料（フローチャート、モバイル端末に表示される画面、収集されたデータの保管画面、収集されたデータの保管方法等）
- ④独自に実施した広報、それらの広報実施状況にかかるデータ
- ⑤その他、別途本市が指示する物

5. ポスター・パンフレット納品場所

- ・ 東灘区役所地域協働課、その他阪神間 80 箇所程度
（神戸市内 60 箇所程度、大阪市内 10 ヶ所程度、その他阪神間 10 ヶ所程度を予定）
- ・ 具体的な納品先については契約締結後に連絡する。
- ・ 3.（3）で提案者が独自に提案、実施するものは上記に含まず、提案者にて責任をもって対応すること

6. 委託期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 27 日(金)まで

7. 著作権等

撮影した写真・作成したイラスト・校了データに関する一切の著作権は、本市に帰属するものとする。また、2次使用する場合は双方協議の上決定するものとする。業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し問題が生じたときは、本市に不利益が生じないように、受託者においてこれを処理するものとする。

8. 留意事項

- (1) 契約締結時に、デジタルスタンプラリー並びに広報物等制作業務の具体的な実施計画を本市に提出し、承諾を得ること。
- (2) 委託期間中、本市の職員及び関係者と定期的な打合せを月に 2 回程度行うこと
- (3) 受託者は業務遂行責任者を置き、責任者及びスタッフの体制を明らかにした上で、本市に報告すること。
- (4) 委託業務期間、及び委託業務期間終了後も当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (5) 受託者は本業務を全て第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。その際、委託先に可能な限り神戸市内の企業を活用すること。

- (6)本業務の実施にあたって、次の項目に関する費用は受託者の負担とする。
- ・受託者の業務上の不注意により生じた費用
 - ・業務の実施にあたり、受託者が第三者に損害を及ぼした場合の費用
- (7)契約締結後、業務内容について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、必要に応じて本市と協議して決めること。